

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)  
代 表 者 名 会長、社長兼 CEO 窪田 良  
(コード番号 : 4589 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)  
日本事務所 ディレクター 須賀川 朋美  
(TEL : 03-5789-5872 (代表))  
代 理 人 ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)  
弁護士 高橋 謙 (TEL : 03-6271-9900)

## 四半期報告書の提出期限延長承認について

当社は、平成 26 年 4 月 25 日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

### 記

#### 1. 四半期報告書提出について

- ・ 本来の提出期限 各四半期終了後 45 日以内
- ・ 承認された提出期限 各四半期終了後 75 日以内

#### 2. 延長を必要とする理由

四半期報告書の提出期限延長申請日付現在、当社は、連邦規則集に定義される大規模早期提出会社 (large accelerated filer) または早期提出会社 (accelerated filer) のいずれにも該当しておらず、本国 (米国) において、米国 1934 年証券取引所法 (改正済) の規定に基づき、第 1、第 2 および第 3 四半期報告書 (Form 10-Q) を、各四半期終了後 45 日以内に米国証券取引委員会に提出することが求められています。

本国において提出される四半期報告書は、日本の金融商品取引法に基づく様式および記載内容による四半期報告書と異なるため、当社は、四半期財務書類を作成し、かかる財務書類を日

本語に翻訳し、さらに日本の金融商品取引法に基づく様式に従い、追加的な項目および記述を新たに作成する必要があります。

さらに、本国の弁護士が、本国における法制等の概況の項目をレビューするための適切な時間も必要であります。

上記の理由を考慮し、当社は、四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における四半期報告書の提出から 30 日間を必要とするため、提出期限を各四半期終了から 75 日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

なお、当社は、平成 26 年 3 月 31 日終了の四半期報告書の提出期限につき、かかる四半期会計期間中に上記承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を、平成 26 年 4 月 30 日付で関東財務局長に提出いたしました。

以上